

農林漁業成長産業化ファンドの概要

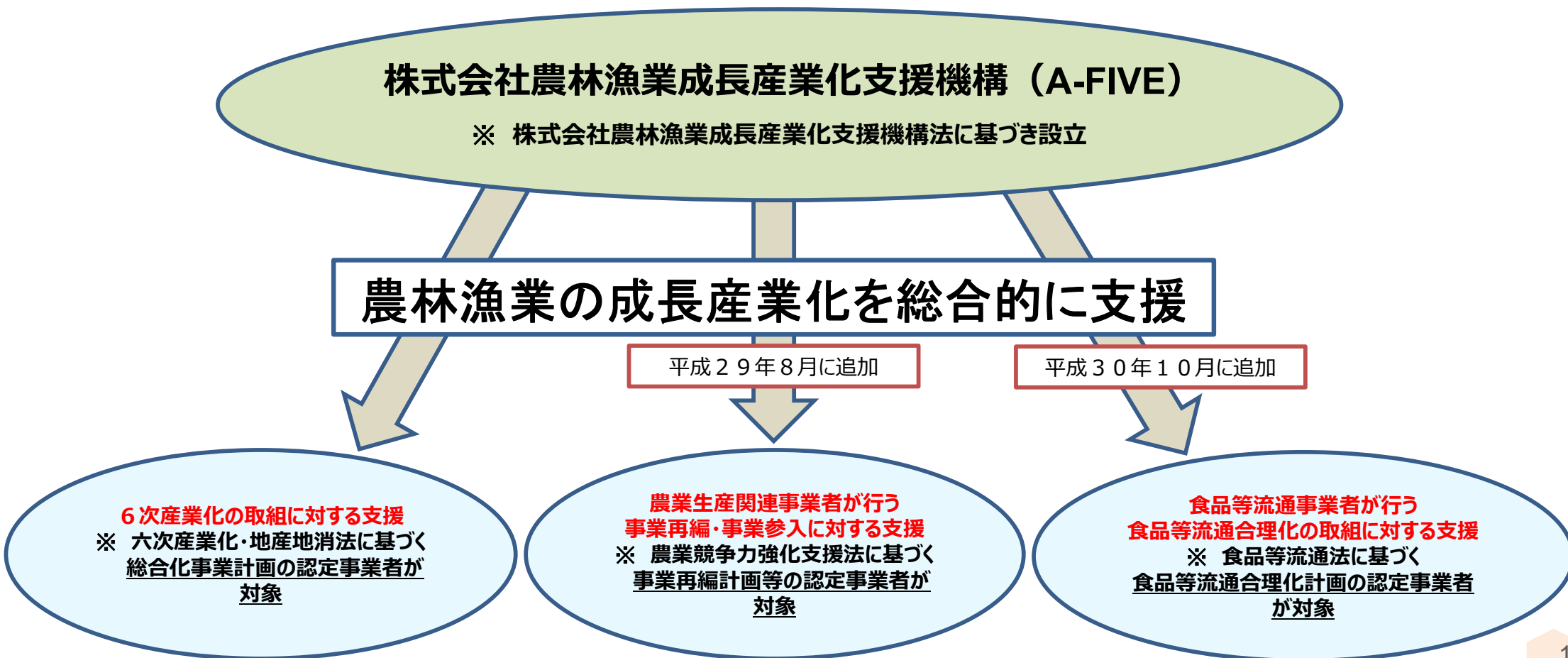
令和7年4月

農林水産省
新事業・食品産業部

農林漁業成長産業化ファンドの目的について

- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）は、我が国農林水産業の成長産業化を図るため、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組に対し出資等の支援を行うことを目的として設立された官民ファンド（平成25年2月開業）。
- 6次産業化の取組に対する支援に加えて、農業競争力強化支援法に基づく事業再編等（平成29年8月）、食品等流通法※に基づく食品等流通合理化の取組（平成30年10月）を支援対象として追加し、農林漁業の成長産業化を総合的に支援。

※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律



農林漁業成長産業化ファンドを活用する主なメリットについて

- 農林漁業者や関係事業者に対する支援は、これまで、補助金や制度融資、税制特例による支援が中心であったが、現在は、新たな支援ツールとして、官民ファンドによる出資等による支援が活用されているところ。
- 農林漁業成長産業化ファンドの出資等による支援は、資金使途の自由度が高い、経営支援等の出資後のフォローが期待できるなど、様々なメリットが存在。

農林漁業成長産業化ファンドを活用する主なメリット

① 資金使途の自由度が高い

補助金や制度融資等は、資金使途が限られるが、出資金は、運転資金、子会社設立に係る出資金等の資金使途の自由度が高い。

② 資金調達力の向上

出資を受けることで自己資本が充実することから、金融機関の融資等を受けやすくなり、資金調達力が向上。



③ 経営支援等の出資後のフォロー

出資先である企業に対し、経営陣の派遣や企業と共同した営業活動を行うなど、各種の経営支援等を実施。



④ 信用力の向上

官民ファンドであるA-FIVEから出資を受けることで、国内外の取引企業に対する信用力が向上し、ビジネスマッチングにおける効果が拡大。

新たな政策ツールとしての「出資」について

- これまでの補助金や融資に加え、新たな政策ツールとして「出資」を追加。
- ファンドからの「出資」により、①自由度の高い資金供給、②財務体質の強化（民間資金の呼び水）を通じて、6次産業化の取組や事業再編・事業参入を後押し。

	補助金	融資	出資（本ファンド）
特徴	- 事業要件が厳格 - 担保・保証不要 - 資金使途が限定的	- 担保・保証等が課題 - 資金使途が限定的	- 事業設計の自由度が高い - 担保・保証不要 - 財務体質を強化
自己資金と事業資金の関係	平均的な自己資本比率の逆数を借入限度額とみなした場合、自己資金の何倍まで資金調達できるかを検討		
	調達資金 補助金 自己資金 仮に補助率1/2の場合、自己資金の2倍の規模まで事業規模を考えられる	調達資金 融資 自己資金 事業者の信用力によるが、一般的な水準では、自己資金の2倍～5倍の規模まで考えられる	資金調達 金融機関等からの融資 (※) 資本性劣後ローン ファンド出資分 自己資金 ファンドの出資が活かされることで、自己資金の最大20倍程度の規模の事業も考えられる（平均約5倍） ※ 農林漁業成長産業化ファンドの出資先企業等の実績等を基に算出。

（※）資本性劣後ローンとは、金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の概要

- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）については、第180回通常国会において成立し、平成24年9月5日に公布されたところ。

1 背景

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められているところ。

2 趣旨

我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定め、これにより農山漁村の活性化、農林漁業者の経営の安定向上等を図る。

3 法律の概要

（1）機構の設立及び政府の出資等

- ① 機構は、農林水産大臣の認可により全国で一を限り設立
- ② 政府は、常時、機構の発行済株式総数2分の1以上を保有し、必要と認めるときは機構に出資等を実施

（2）農林漁業成長産業化委員会

支援対象及び支援内容等の決定のため、機構に農林漁業成長産業化委員会（農林漁業に関し専門的な知識経験を有する者その他の委員で組織）を設置

（3）業務の範囲

- ① 新たな事業分野を開拓する事業活動を行う六次産業化法の認定事業者に対する出資（直接出資）、資本性劣後ローンの提供
- ② ①の者に対し資金供給その他の支援を行う団体に対する出資（間接出資）、指導等

（4）支援基準及び業務の実施

- ① 農林水産大臣は、機構が支援対象及び支援内容を決定するに当たって従うべき基準（支援基準）を策定
- ② 支援基準は、農林漁業者の主導性の確保に関する事項等を含み、地域の農林漁業の健全な発展等に配慮して策定
- ③ 機構は、支援基準に従い、農林水産大臣の認可を受けて支援を実施

（5）その他

上記のほか、農林漁業者等の意見聴取、存続期間（～2033.3）、国による監督等の規定を整備

株式会社農林漁業成長産業化支援機構の概要

商 号	株式会社農林漁業成長産業化支援機構
英 名	Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan (A-FIVE)
代表取締役社長	坂本 友彦
主たる事務所	東京都千代田区神田駿河台3-2-1新御茶ノ水アーバントリニティビル2F 電話番号：03-6910-0742(代表)
開業日	平成25年2月1日
根拠法	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法
出資金	319億円（政府出資300億円、民間出資19億円）
民間株主	カゴメ株式会社、農林中央金庫、ハウス食品グループ本社株式会社、味の素株式会社、キッコーマン株式会社、キューピー株式会社、日清製粉株式会社、株式会社商工組合中央金庫、野村ホールディングス株式会社、明治安田生命保険相互会社、トヨタ自動車株式会社

農林漁業成長産業化ファンド出資実行の状況

○出資実行の概要

累計(163件)		201億円 (A-FIVE出資分156億円)
①6次産業化(152件)		173億円
うち直接出資分		83億円
うちサブファンド出資分		90億円 (A-FIVE出資分45億円)
②事業再編等(8件)		14億円
③流通合理化(3件)		14億円

※R3年度以降は、新たな出資の決定を行わない。

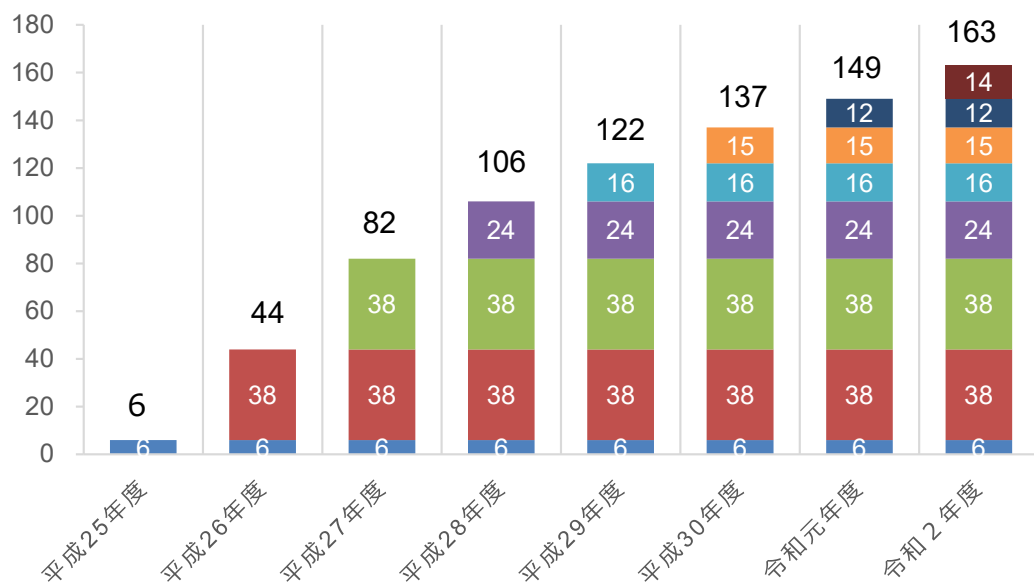
※サブファンド出資の件数には、A-FIVE直接出資案件に対するサブファンド出資分は含まない。

※四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある。

○年度別の累計

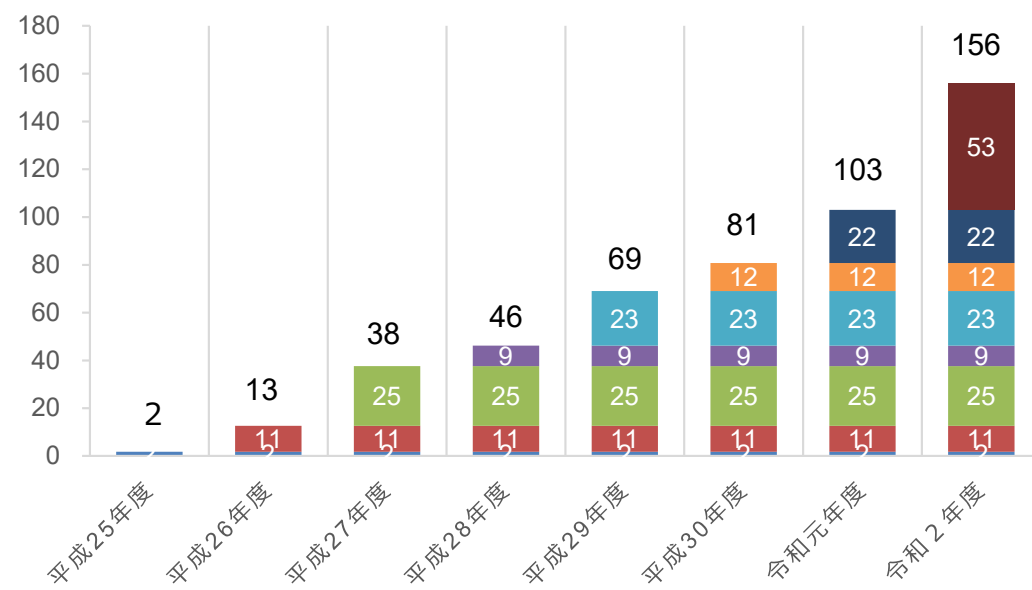
出資実行件数

(件)



出資実行金額

(億円)



（ 6次産業化に対する支援 ）

6次産業化について

- 6次産業化とは、農林漁業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農林漁業の可能性を広げようとするもの。

6次産業化のメリット

- 農林漁業者が主体となって、農山漁村に由来する農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな「地域資源」を活用し、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態の創出に取り組むことで、付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、地域内における所得と雇用を確保することが可能。

【6次産業化の概念図】



6次産業化の例

例えば、ある農園では、マンゴーを栽培し、自社の工房で加工して、マンゴーコンフィチュールを販売する6次産業化に取り組んでいます。



1次×2次×3次＝「6次産業化」

六次産業化・地産地消法の概要（法律の公布日：平成22年12月3日、施行日：平成23年3月1日）

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を促進するため、農林漁業者及びその組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）が主体的に行う新事業の創出等の取組に対して支援を行う法律。
- 農林水産大臣は、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行い、各種法律の特例の対象とすることにより支援。
- このほか、補助金や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等を措置し、農林漁業者等に対する6次産業化プランナーの派遣や食料産業・6次産業化交付金、農林漁業成長産業化ファンド等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援。

農林漁業者及びその組織する団体

- ・ 総合化事業計画を策定して国の認定を受け、総合化事業を実施
- ・ 農林漁業者等以外の者（促進事業者）による取組を総合化事業計画に位置付けることも可

<総合化事業とは、以下のいずれかに該当するもの>

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

農林漁業の経営改善に関する認定要件

次の2つの指標の全てが満たされること

- ア) 農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
- イ) 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること

農林水産大臣

- ・ 総合化事業計画を認定し、各種の支援を実施

<主な支援策>

○ 各種法律の特例措置

- ・ 農業改良資金融通法等の特例（償還期限及び据置期間の延長等）
- ・ 野菜生産出荷安定法の特例（指定野菜のリリース出荷による契約販売に対する交付金の交付）
等

○ 6次産業化プランナーの派遣

- ・ 中央・都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して新商品の販路開拓や加工技術の習得等に関するアドバイスを実施

○ 食料産業・6次産業化交付金

- ・ 新商品開発、販路開拓等に対する補助
- ・ 新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要な施設設備に対する補助

○ 農林漁業成長産業化ファンド

- ・ 農林漁業者等が主体となって、流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等を実施

支援

6次産業化の取組に対する支援スキームについて

(1) 支援対象

農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む以下の事業者が対象。

- ① 6次産業化事業体 ② 農林漁業を行う法人（農業法人等）

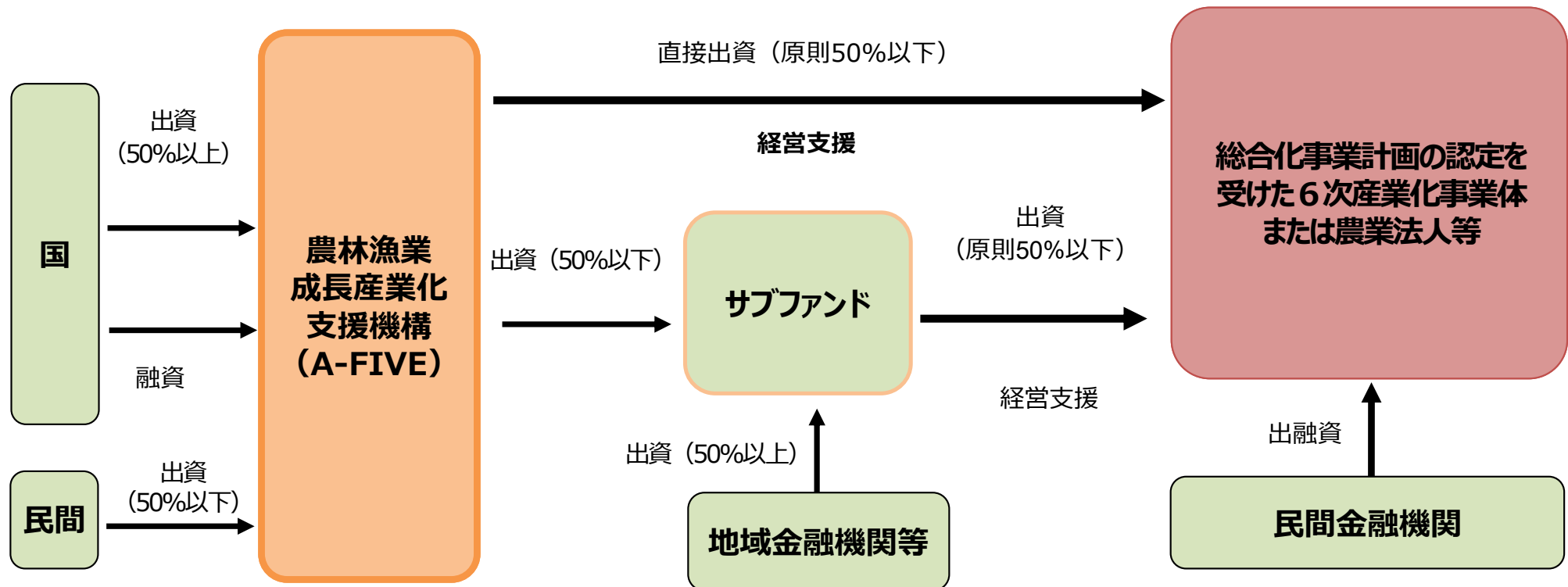
※ 6次産業化事業体を設立する場合は、農林漁業者の議決権がパートナー企業の議決権よりも大きくなることが条件。

(2) 支援条件

出資比率：議決権ベースで原則50%以下 投資期間：最大15年

(3) 手続き

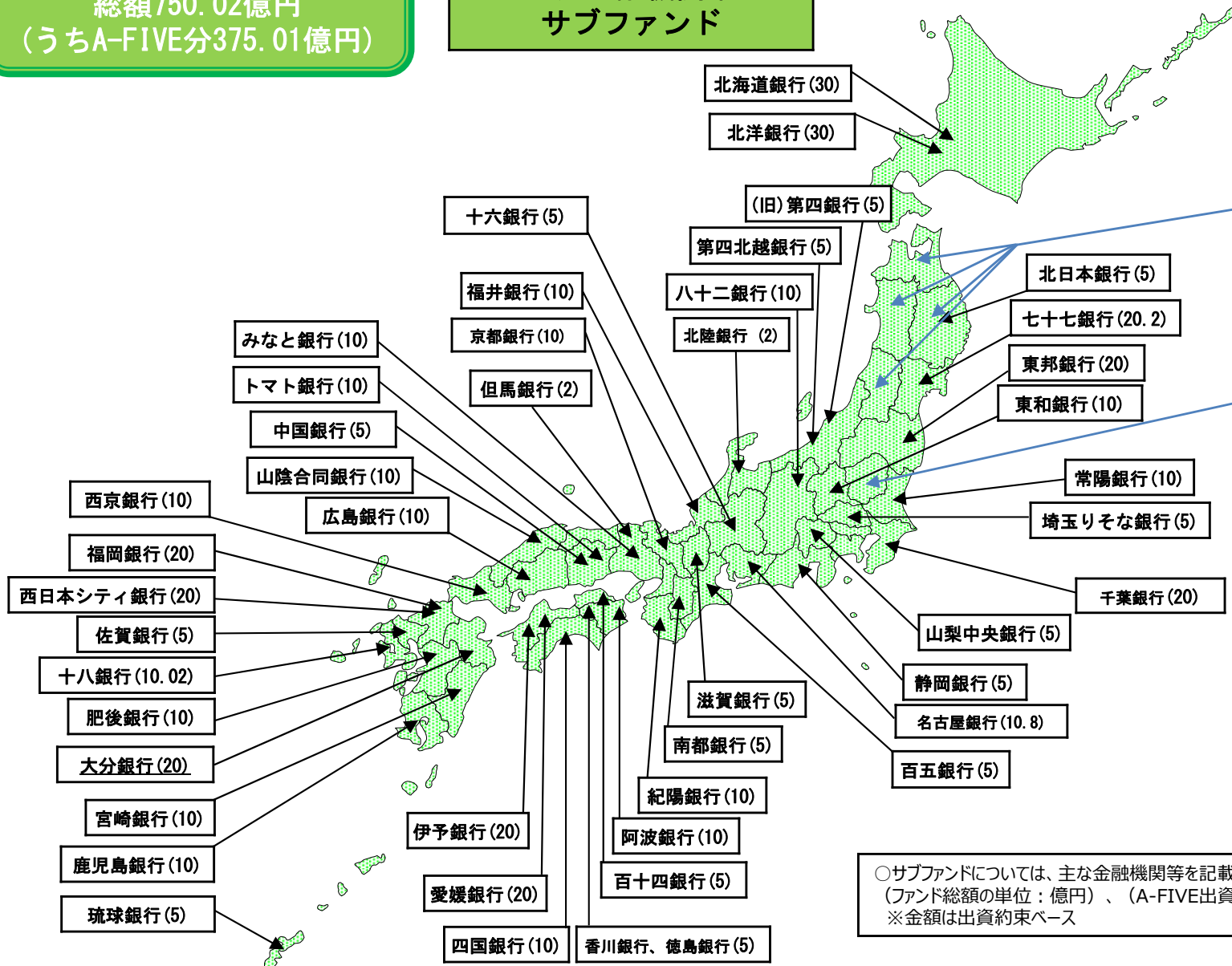
- ① 六次産業化・地産地消法の認定を受けること ② A-FIVEの審査をクリアすること



サブファンド設立状況について

53組合
総額750.02億円
(うちA-FIVE分375.01億円)

1. 地方金融機関中心のサブファンド



2. 大手金融機関中心のサブファンド

J Aグループ (100)

みずほ銀行 (100) (注)

(東北の以下の4行と連携 (20)
庄内銀行、北都銀行、
みちのく銀行、東北銀行)

(足利銀行等栃木県内10金融機
関と連携 (20))

三菱東京UFJ銀行 (20)

(東北の以下の4行と連携
青森銀行、秋田銀行、
岩手銀行、山形銀行)

三井住友銀行 (20)

3. その他のサブファンド

エー・ピーカンパニー (10)

ぐるなび (10)

群馬県上野村 (10)

注 地域金融機関との連携による複数のサブファンド設立を想定する中で、100億円の支援決定を受けており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2とカウント。

出資案件の地域別出資決定状況（6次産業化案件）

R3.3.26 現在

出資決定案件 152件 出資決定額 176.4億円

A-FIVE直接出資 18件 出資決定額 86.5億円
サブファンド出資 134件 出資決定額 89.9億円
(うちA-FIVE分45.0億円)

○47都道府県中で42都道府県(黄色)から152案件が組成

※サブファンド出資の件数には、A-FIVE直接出資案件に対するサブファンド出資分は含まない。
※四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある。

北海道	12	新潟県	4	島根県	2
青森県	3	石川県	2	岡山県	3
岩手県	5	福井県	1	広島県	8
宮城県	1	長野県	5	山口県	2
秋田県	2	岐阜県	3	香川県	1
山形県	2	静岡県	2	徳島県	3
福島県	2	愛知県	2	愛媛県	5
茨城県	5	三重県	1	福岡県	8
群馬県	1	滋賀県	2	佐賀県	1
埼玉県	1	京都府	4	長崎県	3
栃木県	1	兵庫県	3	熊本県	9
千葉県	9	奈良県	1(1)	宮崎県	4
東京都	16(2)	和歌山県	3	鹿児島県	4
神奈川県	1	鳥取県	1	沖縄県	4

(注) 所在地は、6次産業化事業体及び支援事業者の所在地
括弧内は、支援事業者のうち数。

